藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の 規定に基づき、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることに 関して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組を効果 的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行うものとする。 (組織)
- 第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 藤井寺市立小学校又は中学校の代表者
 - (2) 大阪府富田林子ども家庭センターの代表者
 - (3) 大阪法務局富田林支局の代表者
 - (4) 大阪府羽曳野警察署の代表者
 - (5) 心理及び福祉の専門的知識及び経験を有する者
 - (6) 保護者の代表者
 - (7) 市長部局職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。(会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその 議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務)
- 第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。